

平成19年第1回

上里町議会定例会会議録

第4号

3月13日(火)

## 平成19年第1回上里町議会定例会会議録第4号

---

平成19年3月13日(火曜日)

### 本日の会議に付した事件

- 日程第32 町長提出議案第26号 平成19年度上里町一般会計予算について
- 日程第33 町長提出議案第27号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 町長提出議案第28号 平成19年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第35 町長提出議案第29号 平成19年度上里町老人保健特別会計予算について
- 日程第36 町長提出議案第30号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第37 町長提出議案第31号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 町長提出議案第32号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第39 町長提出議案第33号 平成19年度上里町水道事業会計予算について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員（1人）

7番 関本学太郎君

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	助役	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	斎藤憲治君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	植原育雄君
町民環境課長	関根信夫君	福祉こども課長	阿部甚一君
健康保険課長	小暮昇三君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	橋爪重雄君	下水課長	渋沢秀実君
人権共生課長	戸矢三樹男君	学校教育課長	斉藤直君
生涯学習課長	飯塚邦男君	指導室長	木村和夫君
会計課長	萩原潤君	水道課長	久保勉君
図書館長	柴崎久男君	参事	黒沢久夫君
参事	高野恒由君	参事	塚越純子君

事務局職員出席者

事務局長 矢沼秀夫 次長 木村隆之

## 開 議

午前9時3分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第32 町長提出議案第26号 平成19年度上里町一般会計予算について

議長（小暮敏美君） これより平成19年度一般会計予算の質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、質疑は、予算書の5ページから12ページまでと予算説明書の3ページから170ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。質疑のある方はページを指定し、質疑の内容をお願いいたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） まず、歳入についてお聞きしたいわけでありまして、昨日町から説明していただきましたが、個人町民税が昨年に比べて3億7,694万2,000円増になっている内容といたしまして定率減税の廃止、そして税源移譲によるものという説明をいただいたところでありますけれども、課税対象者は町民1万3,100人に対して、その2つの理由で住民税が大きく増えるということでありまして、昨年からの定率減税の廃止、20%だったものが昨年は10%に、今年はその10%もなくなるわけでありまして、それによる額が幾らなのかということと、もう一つは昨年からの増税になったわけですが、年金控除額の引き下げによる額、そして高齢者控除の廃止、配偶者控除の廃止、それが昨年・今年とあるのではないかと思うのですけれども、その影響による増額はどのくらいになるのか、その辺の答弁をお願いいたします。

そして、特にお年寄りの負担が大きく増える。税源移譲ですと、所得税がその分減額になるわけですが、高齢者は所得税がほとんどかからない人たちに対しても住民税が課税されてくる。全国的にも1.7倍くらい住民税が増税になるだろうと言われているわけですが、町の場合にはどういう形で高齢者に増税になるのか。その説明をお願いしたいのと、町長には同和減免、そして町では昨日の説明で住民税が540万円、固定資産税が879万4,000円となっておりますが、昨年に比べると247万円、それでも減免は減らしているのですという説明があったわけですが、今後この同和減免を続けていくのか

どうか。その辺についての考えをお聞きしたいわけでありませう。

それから、もう一つ、歳入についてお聞きしたいわけですが、住宅貸付資金の償還金が7,000万円滞っている。そのことによって、長期債の元利及び利子の町が返済する額が一般会計からその滞っている分そっくりではありませんが、平成19年度は330万円一般会計からその償還に充てなければならない。それもたまたま平成19年度は130万円でありませうけれども、昨年度もその前もそういう形で一般会計から繰り出しをせざるを得なかった。今後もそれを続けていくことになるのかどうか。これは、どういうふうに解決するつもりでおられるのか。支出にもかかわりますが、支出の面では多額の補助金を出しているということを考慮して、これをどういうふうに解決していく考えなのか。その3点について、まず歳入についてお聞きいたします。

議長（小暮敏美君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 同和減免につきましては、昨日も助役の方から答弁をいたしておるわけでございますけれども、今まで50%が今年からは40%になるということで、平成22年ぐらいまでには児玉郡市統一して減免をなくそうといった方向で今、検討をしておるところでございます。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 最初に、住宅資金の関係について私の方から説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日もこの関係については説明をさせていただきましたけれども、この住宅資金の貸し付け制度の始まったときの経緯等々があるわけございまして、それと、なおかつまた今、その期間が経過をいたしまして、貸し付けされた方々、借りた方々の生活状況等々が当然当初とは変わってきている状況もあるわけでありませう。この地域におられない方とか、もう世帯がいなくなってしまった方々等々、いろいろ状況が変わってきているということでございませう。そういう意味で、そういう部分の償還ができない部分もあるわけでありませう。また、なおかつ借りている方々の滞納もあるわけでありませうけれども、これからも十分それらについては担当課を挙げて、またいろいろな団体の協力もいただきながら歳入に努めていきたいというふうにご考えているところございませう。当然そういうことになりましたと、不足する額については当面はやはり一般会計からの歳入を入れていかなければならないということは明らかなことでありませう。

以上です。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 植原育雄君発言〕

税務課長（植原育雄君） ご説明いたします。

まず、本年度予算と前年度予算の増額部分の3億7,694万2,000円、これの内訳でございますけれども、これは国から地方への税源移譲によりまして2億9,300万円、それから定率減税によりますものにつきましては全額廃止ということで6,200万円の増額の見込みです。それから、納税者が増加することと、所得の伸び等の合計額で2,394万円の見込みでございます。それから、滞納繰越分については、今まで1,500万円の予算でありましたけれども、1,300万円ということで200万円の減額予算、これらを合計しまして3億7,694万2,000円になります。それから、高齢者の方の増税につきましてでございますけれども、平成18年度分以後の個人町民税につきましては今まで125万円以下の方は非課税だったわけですが、この方たちが平成18年度分以後の個人町民税から適用ということで、平成18年度分につきましては3分の2の減額でございます、211万8,700円の増収でございます。

それから、平成19年度分につきましては所得割・均等割の3分の1減額ということで、3分の2が課税になりますけれども、423万7,400円の増収の見込みでございます。平成20年度分につきましては、全額課税ということで635万6,100円の増収を見込んでおります。それから、老齢者控除の廃止ですが、これにつきましては平成18年度以後の個人町民税から老齢者控除の廃止ということでございますが、これによる増収の見込みにつきましては892万円の予定でございます。それから、配偶者控除につきましては、配偶者特別控除は所得によって残るわけですが、配偶者控除の廃止によります増額分につきましては今、ちょっとここに資料がございませんので、後日報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、以上で平成19年度上里町一般会計予算についての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番桜井正です。平成19年度上里町一般会計予算に対する反対の討論をいたします。

まず、先ほど来の質疑でも出しましたが、平成19年度上里町一般会計予算は歳入66億5,220万円ですが、まず、歳入のうち町民税13億7,079万5,000円は前年度に対して3億7,694万2,000円の増になり、それは1万3,100人の町民に対する増税になるわけでありまして、その内容は税源移譲もありますが、定率減税の廃止によるものや年金控除額の引き下げによるもの、あるいは配偶者控除の廃止によるもの、老齢者控除の廃止によるものなど、お年寄りにとっては町民税は多額な増税になります。税源移譲によって所得税はその分減額されるといっても、所得税を納めていないお年寄りにとっては多額な増税になるわけでありまして、これは、昨年に続く高齢者への負担増であります。

2つ目といたしまして、先ほど質疑をいたしました、予算書には載っておりませんが、同和減免として町民税が107件に対して540万円の減免、固定資産税171件に対して879万4,000円の減税をしております。先ほど町長及び助役から答弁がありましたが、以前50%、半額減免してあげたけれども、これを40%に是正した、この努力は認めるものであります。そして、平成22年にはこうしたものはなくしていきたい、そういう姿勢は認めており評価するものでありますけれども、しかしながら、まだ平成19年度においてはこれだけの減免をし、税金が納め切れない、そういう人たちに対してまだまだこれは是正しなければならないことでもありますので、この予算に対して反対をしたいと思います。

3点目といたしまして、昨日も説明の中で質疑いたしました、広域市町村圏組合に対する負担金が年々増えているわけでありまして、町では、行政改革・財政改革、むだをなくそうということで本当に切り詰めて、特に福祉についてはどんどん切り詰めているわけでありまして、広域圏組合に対する負担金についてはメスが入っていない。先月も新聞で報道されましたが、広域圏組合における不祥事の問題、あるいは休日勤務手当の問題、こうした問題が起きている中で、こういったことにメスが入らないで要望されるままに多額な負担金を支出する。これは、副管理者もおり組合議員もいる中でもっと徹底した見直

しを図らなければならない問題であろうかと思えます。

そして、もう一つは、もう既に法律が終わって4年経っておりますが、同和対策事業が続けられ976万3,000円、運動団体の補助金850万円が出資されている。こうした予算についても見直さなければならぬし、集会所事業として同和教育集会所事業、これにも指導員3人に360万円、管理人賃金として6人に144万円支払われている。もう法律が終わって4年経っているのに、こうした事業・予算が見直されないで平成19年度においても多額な予算が出資されている。こうしたものに反対するものであります。

そして、さらには、本庄上里学校給食センターの建てかえについては、もう以前から大勢の皆さんから、ぜひ自校給食にしていってほしい、そういうお願いが出され、議会でも議論されている中、執行者もどちらがいいのだろうかという検討してきたけれども、その結果、自校給食はいいけれども、高いからできない、やむを得ず給食センターを選択したのだと言いながらも、実質的には給食センターよりも高いセンター建てかえに負担金を出している。平成19年度は、先日の説明でありましたけれども、補助金1億7,290万円、起債16億6,900万円、一般財源9,900万円のうち上里町の負担が37.04%で、平成19年度分は3,667万円、そんなに負担ではないだろうという説明でありましたけれども、こうした多額の起債の償還が始まると町の負担もずっと大きくなるものと思われるので、こうした高額な給食センターの建てかえ分の負担金の支出に反対するものであります。

当然今、続けております本庄上里学校給食センターでの賄い材料費、それは父母で負担し、運営費は行政が負担しておりますが、その負担は当然支出しなければ本庄上里の学校の生徒たちの給食が賄えないわけでありますから、これは支出は当然でありますけれども、新たにつくる建設費の負担は高額であり、私は町独自の施設をつくるとか、自校給食センターに切りかえるべきだと思ひまして、この建設費の負担については反対をするわけであります。

以上です。

議長（小暮敏美君） 次に、原案賛成の方の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 平成19年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前9時24分休憩

午前9時50分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第33 町長提出議案第27号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第33、町長提出議案第27号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） ご提案申上げました議案第27号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算ですが、総額歳入歳出それぞれ21億7,021万1,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものであります。歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

ここで、国民健康保険の概要について説明をさせていただきたいと思っております。国民健康

保険は、我が国の医療制度の中では特に高齢者が多いため医療費が高くなっております。さらに、保険税負担能力が弱い方々の加入割合が高くなっていることなどから、国保財政は危機的な状況となっております。また、病気にかかった場合に、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療が受けられる現在の国民皆保険制度を維持し、その給付と負担が国民にとって公平な制度であることが必要であります。

16ページをお開きいただきたいと思います。16ページが第1表歳入歳出予算でございます。最初に、歳入でございますが、10款の構成となっております。まず、国民健康保険税であります。総額7億4,956万7,000円でございます。次に、使用料及び手数料、手数料は総務及び督促手数料2,000円でございます。次に、国庫支出金、総額6億4,500万9,000円でございます。療養給付費等負担金の率は34%でございます。次に、療養給付費交付金でございますが、1億7,870万2,000円でございますが、これは退職被保険者の医療費の一部を埼玉県社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。次に、県支出金、総額1億1,563万4,000円でございますが、この主な内容につきましては高額医療費共同事業負担金、前々年度より導入された財政調整交付金等でございます。

次に、共同事業交付金、総額2億5,882万9,000円でございますが、この内容は人工透析等の一定金額を超えた高額医療費について、埼玉県国民健康保険団体連合会より保険者の財政運営の不安定を緩和するための措置として交付されるものでございます。次に、財産収入、財産運用収入でございますが、これは上里町国民健康保険給付費支払基金の設置管理及び処分に関する条例に基づきまして積み立てをしてある金額の利子収入でございます。1,000円の科目設定でございます。なお、現時点での基金残高は御存じのとおり皆無の状態であります。

次に、繰入金、総額1億9,545万7,000円でございますが、この内訳といたしまして、一般会計から法定繰り入れする保険基盤安定、職員給与費と出産一時金と財政安定化支援事業及び法定外その他の一般会計繰入金並びに基金繰入金でございます。なお、法定外、その他一般会計繰入金につきましては、当初予算を作成するに当たり、不足を生じたことにより一般会計から借り入れるものでありまして、翌年度に精算するものであります。また、後期高齢者医療制度が平成20年度から始まることにより、後期高齢者医療費医療制度国保対応システム改修委託料が発生するため、繰入金といたしまして250万円を計上したところであります。次に、繰越金及び諸収入であります。前年度と同額の

計上をさせていただいているものであります。歳入合計は21億7,021万1,000円でございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、9款の構成となっております。まず、総務費ですが、総額5,099万3,000円。内訳でありますけれども、総務管理費、人件費、賃金、国保事務委託金及び埼玉県国民健康保険団体連合会への負担金等でございます。徴税費915万5,000円、国保税の賦課徴収事業による電算委託料及び通信運搬費等でございます。また、平成20年から後期高齢者医療制度が始まるわけでありまして、改修委託料といたしまして288万8,000円を計上いたしましたところでございます。運営協議会費は、報酬が年額から日額になった関係で43万5,000円となっており、前年度より減額となっております。趣旨普及費39万8,000円、パンフレット等印刷製本費でございます。

次に、保険給付費ですが、総額12億469万3,000円でございますが、その内訳といたしまして療養給付費10億5,781万6,000円で、医者等への支払額及び柔道整復士等への支払い並びに診療報酬審査等の埼玉県国民健康保険団体連合会等を経由して支払われるものであります。次に、高額療養費1億2,526万2,000円ですが、一般並びに退職被保険者等の保険診療で一部負担金が一定額以上超えた医療費に対して支払うものであります。移送費は、転院を必要としたとき自動車等で搬送し、保険者の承認によって支給される額であります。前年度同額の16万5,000円であります。次に、出産育児諸費は1,645万円で、葬祭費は500万円であります。老人保健拠出金は4億6,482万2,000円で、介護納付金1億6,950万8,000円につきましては、前年度実績並びに1人当たりの単価等を勘案したものでございます。

次に、共同事業拠出金ですが、総額2億6,983万4,000円で高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金とともに、埼玉県国民健康保険団体連合会からの拠出金の試算通知に基づき計上させていただいたものでございます。次に、保健事業費460万4,000円ですが、内容は医療通知や人間ドック補助金等であります。次に、基金積立金ですが、基金利子及び条例に基づく積立金10万1,000円、前年度同額であります。次に、諸支出金は265万6,000円でございます。主な内容は、一般被保険者の保険税還付金並びに還付加算金等であります。繰出金の1,000円は、前年度一般会計から赤字回避分としてその他一般会計繰入金をお願いいたしておりますが、その年度の決算確定に伴い一般会計へ返納するものでございます。前年度同

額の予算計上をさせていただいているところでございます。次に、予備費でございますけれども、前年度同額の300万円を計上させていただきました。歳出総額は21億7,021万1,000円でございます。

以上が提案理由であります。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。なお、事項別明細については担当課長の方から説明をさせます。

議長（小暮敏美君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君補足説明〕

議長（小暮敏美君） 次に、税務課長からお願いします。

〔税務課長 植原育雄君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、15ページから17ページまで、予算説明書については171ページから201ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 何点かお聞きしたいのですけれども、まず、国保加入世帯数、加入者数は何人なのか。先ほどの税務課長の説明ですと、前年度に比べて減っている、社会保険への加入者が増えて社会保険に移動しているという説明がありました。今現在といますか、平成18年度末あるいは平成19年度当初の加入世帯数、加入者数はどのように見ておられるのか。そして、その中で、先ほど税務課長が説明いたしましたが、まず、今、平成18年度末の国保税の滞納額は幾らなのか。そして、先ほどの説明の中で、滞納繰越分として3,000万円計上してありますけれども、これは何%に見込んでの3,000万円なのか。また、滞納者に対しまして国保事業では、滞納者を審査して3カ月・6カ月という短期保険証を発行していると思うのですが、それは平成18年度末、今現在どれだけ発行しておられるのか。また、短期保険証ではなくて、医者にかかった場合には窓口で全額払ってもらって資格証明書をどれだけ発行しておられるのか。その辺について1点、まずお聞きしたいわけです。

その次に、先ほど保険課長から説明があったのですが、175ページの保険財政共同安定化事業交付金は平成18年度から始まったということですが、ここで歳入の方で

共同事業交付金として2億3,331万4,000円入ってきている。そして、次に186ページで保険財政共同安定化事業拠出金として今度は2,347万4,000円出ているわけですが、その辺の歳入歳出の数字が多少違ってまいりますので、先ほど説明してもらいましたが、もう少しわかりやすく再度説明をお願いしたいわけです。

それから、3点目に、185ページ、老人保健医療費拠出金が前年度に比べて1億13万2,000円少なくなっておりますけれども、これは老人医療費拠出金がなぜ1億円も少なくなったのか。老人医療費がかからなくなったことなのか。この辺の理由と内容の説明をお願いしたいわけです。よろしくお願いたします。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 植原育雄君発言〕

税務課長（植原育雄君） ご説明いたします。

まず、国保の加入世帯ということでございますけれども、これは予算編成時の平成18年11月に打ち出した資料をもとに説明させていただきます。まず、一般被保険者の医療分でございますけれども、被保険者数が9,280人、世帯数が4,665世帯となっております。一般被保険者の介護分ですけれども、被保険者数が2,660人、世帯数が1,958世帯となっております。次に、退職被保険者の医療分ですけれども、被保険者数が1,859人、世帯数が786世帯。次に、退職被保険者の介護分ですが、被保険者数が723人、世帯数が493世帯となっております。

それから、平成18年度の1月末で申し上げたいと思いますが、国保の滞納繰越分がどのくらいになっているかということだと思っておりますけれども、平成17年度の決算時で約3億9,237万円ありまして、その後調定減が378万円個々の移動によりましてありました。平成19年度1月末現在の調定額が3億8,859万7,203円ということで、1月末までに約3,926万円の収入がありまして1月末では滞納額は3億4,933万円ということになります。

それから、次の滞納繰越分の3,000万円は収納率はどのくらいかという質問かと思っておりますけれども、これは平成18年1月末現在で過年度分の収納率が10.10%ということで、これはまた平成19年度予算についても、これ以上の収納率になるかと思っております。前年度が1月末現在で9.02%、平成18年度末が10.10%ということで、収納率が伸びておりますので、今、滞納整理をいろいろやっております関係上、平成19年度の収納率につきましては今、ここで申し上げることはできませんけれども、昨年度以上の収

納率になると見込んでおります。

以上です。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君発言〕

健康保険課長（小暮昇三君） ご説明いたします。

短期被保険者証・資格証明書ということの質問だと思いましたが。資格証明書については、9名の方、短期被保険者証3カ月の方81名、同じく短期被保険者証6カ月、114名でございます。

それから、175ページの歳入、186ページの歳出で額が違うということでございますけれども、国保連合会の方から通知がございまして歳入・拠出金ということで数字がございましたので、その差につきましては歳出の方の療養給付費の中に入っているところでございます。これは、年度に入ってから数字が変わることもあろうかと思えます。予算ということで歳入歳出の計上をしております。

それから、185ページの老人医療費の拠出金の額が減になっているということでございましたけれども、今、手元に8月と10月の連合会からの資料がありまして、それを見ますと老人医療費は若干でございますけれども、減になってございます。平成19年度の予算につきましては、平成18年度の状況を見ながら拠出金として若干減になっておりますけれども、計上させていただきました。1年間の老人医療費がどのぐらいになるかというのは非常に難しさがあると思えますけれども、昨年よりも若干減になった医療費で平成19年度の支払いができればと思っております。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ありがとうございます。先ほど説明をいただきました保険財政共同安定化事業交付金の制度が平成18年度から変わったということで、こういう説明があったわけですが、数字の違いは変わると思うのですけれども、その制度の変更の内容をもう少し詳しく説明いただきたいわけです。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君発言〕

健康保険課長（小暮昇三君） 今までは、高額医療費ということでレセプトが80万円

以上ということで高額医療費の計算がされていたわけでございますけれども、平成18年10月からレセプト30万円以上の方につきまして新たな制度という形でスタートとしたということでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 平成19年度上里町国民健康保険特別会計について反対の討論をしたいと思います。

国保会計は、ほかの社会保険に入れられない人が最終的に入る皆保険制度でありますけれども、平成19年度においては社会保険へ移行する人が増えたために減少したということで、これはこれとしていいことではありますけれども、またいずれそうした人が定年を迎え退職することによって、また国保会計に入ってくる制度であります。町でも3億円を超える滞納があるということで、国保会計が大変厳しい状況にあるということが言われているわけであります。

そうした中で、町では資格証明書を9人の人に発行し、短期保険証3カ月が先ほどの説明ですと81人、6カ月が114人されている。今、国会でも指摘されておりますけれども、資格証明書というのは国保に加入している人ということで、資格を証明するわけでありまして、医者にかかった場合には窓口で一たん3割ではなくて10割払っておかなければならない。町と協議をして滞納を調整した中でまた7割の払い戻しはあるわけでありまして、窓口で10割払うということから受診抑制が増えている。その受診抑制が病気を悪化させる原因になったり、死亡につながる原因にもなっている。

国保税を払わないから当然の措置だということで、審議会で決まったからこういうことを実施していると思うのですが、国保税は収入に対して相当大きな負担になっている、こういうふうに言われております。年間所得が280万円ぐらいの人でも国保税は45万円負担があると言われております。所得税は10%、1割ですけれども、国保税は所得税以上に20%を超えるほどの負担がある、こう言われている中で、負担が多くて払い

切れない人がある。町職員が年２回特別体制をつくって徴収して収納率を上げておりますけれども、しかしそれでも払い切れない。分納誓約書を書いて分納して払っていてもなおかつ払い切れない。そういう状況の中で、滞納が増えている。滞納者も増えている。そういう大変な状況にあります。現年度分は何とか払っても、滞納分までとても払い切れない、そういう状況も続いているかと思えます。

こうした中で、医療抑制につながる資格証明書・短期保険証を発行している、この国保会計は国保税を払い切れない人たちに対して大変苦しめる保険制度であります。滞納者の中には、子育て中の人もいたり、年寄りの人もいたり、そうした中で診療遅れが病気を悪化させたりしておる。国民皆保険制度の最後のとりでである町の国民健康保険制度を住民の暮らしと健康を守るものにしていかなければならないと思えます。そういう中で、平成１９年度の国保会計も所得の少ない人、払い切れない人を大変苦しめる国保会計でありますので、反対をするものであります。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第２７号 平成１９年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３４ 町長提出議案第２８号 平成１９年度上里町介護保険特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第３４、町長提出議案第２８号 平成１９年度上里町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） ご提案申し上げました議案第28号 平成19年度上里町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,995万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

続きまして、介護保険特別会計の概要についてご説明を申し上げます。まず、歳入であります。介護保険料につきましては1億7,511万5,000円、前年度比103万6,000円、0.59%の増額で計上させていただいているところでございます。内訳といたしましては、現年度賦課分が1億7,447万5,000円であります。これに滞納繰越分64万円を加えた額となっておりますところでございます。次に、使用料及び手数料、督促手数料ですが、過年度分の手数料として1,000円を科目設定させていただいているところでございます。次に、国庫支出金で総額1億7,835万2,000円で、前年度比233万2,000円の増でありまして、1.32%の増額の率でございます。次に、国庫負担金につきましては、保険給付費に厚生労働大臣が定める計数、施設介護サービス給付は15%、その他は20%を乗じた額1億3,754万円、前年度比175万4,000円で1.29%の増になっているところでございます。

次に、国庫補助金につきましては4,080万2,000円で、前年度比57万8,000円の増で1.43%の増となっているところでございます。これは、調整交付金として3,880万2,000円、地域包括支援センターが行う介護予防事業に対しての地域支援事業費交付金といたしまして43万8,000円、また、包括支援事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして157万2,000円の計上でございます。次に、支払基金交付金は2億4,111万9,000円で、前年度比647万2,000円の増で、率にいたしまして2.75%の増となっているところでございます。この交付金は、社会保険庁より一律に第2号被保険者分として交付され、これについては地域包括支援センターの対象とされる介護予防事業に対して交付金が含まれているものでございます。

次に、県支出金の県負担金につきましては、県知事が定める計数、施設介護サービス給付は17.5%、その他は12.5%、先ほどの国庫と連動させているものでありますけれども、それを保険給付費に乗じた額の1億1,467万6,000円あります。県補助金につきましては、地域包括支援センターで行われる介護予防事業に対しての地域支援事業交付金といたしまして21万9,000円、包括支援事業に対しましての地域支援事

業交付金といたしまして78万5,000円、県支出金の総額といたしましては1億1,568万円、前年度比519万4,000円の増で4.7%の増になるわけであります。

次に、財産収入、財産運用収入であります、1,000円、前年度と同額の計上であります。次に、繰入金、一般会計からの繰入金は、総額で1億8,966万8,000円、前年度額と比較いたしまして977万9,000円の増であります。率にいたしますと5.4%の増となっているところでございます。内訳といたしまして、介護給付費繰入金で保険給付費の公費負担の12.5%といたしまして9,700万5,000円、介護予防事業、地域支援事業繰入金といたしまして21万9,000円、包括的支援事業、地域支援事業繰入金といたしまして78万5,000円、その他一般会計繰り入れとなっているところでございます。次に、一般会計より事務費といたしまして9,165万8,000円でございます。次に、基金繰入金につきましては、1,000円の科目設定でございます。

次に、繰越金であります、前年度同額の1,000円の科目設定をさせていただいているところでございます。諸収入のうち延滞金、加算金及び過料、預金利子についても前年同様1,000円の計上をさせていただいております。雑入につきましても1万1,000円の計上であります。歳入総額8億9,995万円、前年度比2,481万3,000円の増で2.83%の増額になっているところでございます。

続きまして、歳出でございますが、まず、総務費につきましては総額6,884万7,000円、前年度比282万6,000円の増で4.28%の増になっております。主なものといたしまして、総務管理費4,927万4,000円、前年度比251万円の増で5.36%の増であります。次に、介護認定審査調査費1,724万2,000円で前年度比28万7,000円の増、1.69%の増でございます。

次に、保険給付費であります、総額で7億7,606万1,000円、前年度比2,217万9,000円の増で2.94%の増であります。内訳といたしましては、介護サービス等諸費は6億3,899万5,000円、前年度比2,431万5,000円の増で3.95%の増になっておるところでございます。次に、介護予防サービス等諸費は5,433万2,000円、前年度比5,426万3,000円、49.96%の減額でございます。また、高額サービス費につきましては、前年度比584万9,000円の増、審査支払手数料につきましては126万円を計上させていただいております。次に、特定入所者介護サービス等費につきましては、2,702万4,000円計上しているところでございます。

また、基金積立金につきましては2,659万円、地域包括支援センターで行う介護予防事業費といたしまして886万2,000円、包括支援事業・任意事業といたしまして1,858万7,000円、諸支出金につきましては50万3,000円の計上となっております。予備費につきましては50万円の計上でございます。前年同様の計上をさせていただいているところでございます。歳出総額は8億9,995万円であるわけでありませう。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。詳細につきましては、担当課長の方から説明させていただきます。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩します。

この後全協に切りかえまして担当課長より補足説明を求めます。

午前11時休憩

午前11時25分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、21ページから23ページまで、予算説明書については203ページから234ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） まず、この介護保険会計についてですが、被保険者数は一体何人いるのか。1号被保険者数・2号被保険者数、そして1号被保険者数については第1階層から第5階層までであるのではないかと思います、その人数ですね。要するに保険者数、そして認定者数。1号被保険者数が何人いて2号被保険者数が何人いて、その中で認定された人は一体何人いるのか。要支援1が何人いるのか、2が何人いるのか。要介護1が何人、2が何人3が何人、4が何人、5が何人いるのか。

そして、保険料がありますけれども、保険料の中に滞納繰越分というのがありますけれ

ども、保険料の納入率は一体どうなっているのか。何%の納入で滞納者が何人おり、幾らの滞納額があるのか。滞納者に対しては、ペナルティーがあるのではないかと思います、それは一体どうなっておられるのか。その説明をお願いします。

次に、介護サービスを受けている人は、何人の方が認定されてその中で何人の方が介護サービスを受けているのか。そのサービスの内容が施設に入居している人が何人おり、自宅で介護を受けている人が何人おり、施設に入所を希望しているけれども、いっばいで入れないで待機しておられる方が何人おられるのか。その説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君発言〕

健康保険課長（小暮昇三君） 大分質疑があったのですけれども、不同になるかもしれませんが、お答えいたします。

第1号被保険者、65歳以上方5,036人でございます。認定者数678人でございます。それから、介護サービス利用者数でございます。第1号被保険者、居宅介護372人、地域密着28人、介護施設126人、合計526人でございます。それから、保険料の徴収でございますけれども、平成18年2月の調定ということで、普通徴収1,276人、特別徴収4,520人、滞納の方でペナルティーを受けている人はということでございますけれども、現時点ではペナルティーを受けている人はございません。

〔「議長、休憩をとってもらって詳しい数字をお願いいたします」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時38分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 214ページ・215ページなのですけれども、2款保険給付費、

2項介護予防サービス等諸費の中で、介護予防サービス給付費と介護予防サービス計画給付費というのが前年度より大幅減になっている部分の背景を教えてくださいと思います。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君発言〕

健康保険課長（小暮昇三君） 支出項目の内容に変更がございまして、平成18年4月1日以降、介護保険法改正に伴いまして支出の項目が変更になりまして一方では減、一方では増ということで平成19年度予算を編成させてもらいました。平成18年度につきましては、補正予算の中で組みかえ等をしてございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 平成18年度は初年度だったものですから、当初地域密着型の関係がもっと予算上出るだろうという形で見積もりをしていたのですけれども、事業が現実になって実施されてきますと結果的に今のような状況になって、先ほど申し上げましたとおり補正予算でも減額させていただいたり、プラスをさせていただいたという状況でございますので、今までの状況があまりよく見えなかったという部分でございますので、これから1年間経過してある程度はっきりしてくれば大体お話のような傾向が出てくるのかというふうに思いますので、これからはそんなような状況になると思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 平成19年度上里町介護保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 35 町長提出議案第 29 号 平成 19 年度上里町老人保健特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第 35、町長提出議案第 29 号 平成 19 年度上里町老人保健特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 私の方で説明させていただく分につきましては、薄い方でございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。お手元資料の老人保健につきましては、27 ページになりますので、そちらの方を見ていただきながらお聞きいただければありがたいというふうに思います。

ご提案申し上げました議案第 29 号 平成 19 年度上里町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 19 年度上里町老人保健特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算でございますけれども、総額歳入歳出それぞれ 17 億 9,875 万 9,000 円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものであります。

ここで、老人保健特別会計の概要でございますけれども、高齢化社会が急速に進行している中で、老人保健の受給資格者は本年 10 月以降増加してくると思われ、また、生活習慣病が医療費の大きな役割を占めていること並びに交付金・負担金の見直しにより財政状況は国民健康保険特別会計同様大変厳しいものであります。

それでは、1 枚めくっていただきまして、28 ページをお願いいたしたいと思います。第 1 表歳入歳出予算でございます。歳入でございますけれども、前年度同様 6 款で構成しております。支払基金交付金でありますけれども、総額 9 億 84 万 4,000 円、前年度で対比いたしまして 3.5% の減でございます。内訳といたしましては、医療費交付金が 8 億 9,369 万 2,000 円、100 分の 50 で、この交付金は社会保険診療報酬支払基金が各医療保険から老人医療拠出金を財源として交付されるものであります。また、審査支払手数料交付金は 715 万 2,000 円で、厚生労働大臣が定める基準の審査件数を

乗じた額が交付されるものであります。

次に、国庫支出金でありますけれども、国庫負担金で5億9,573万5,000円、前年度比で5.64%の増であります。医療給付費の100分の33.33%であります。次に、県支出金、県負担金で1億4,889万円ではありますが、前年度比5.66%の増であります。100分の8.33%の交付であります。次に、繰入金、他会計繰入金で1億5,228万4,000円で、前年度比5.28%の増であります。医療費負担金分が100分の8.33%となり、事務費として歳出の総務管理費用であります。次に、繰越金でありますけれども、100万円、諸収入で延滞金及び加算金、預金利子、雑入は前年度同額の総額6,000円を計上させていただいているものでございまして、歳入総額は17億9,875万9,000円、前年度比0.99%の増になっているところでございます。

次に、歳出でございますけれども、前年度同様4款で構成されておるわけでありまして、まず、総務費、総務管理費が321万9,000円で、前年度比8.57%の減であります。この予算の内容は、埼玉県国民健康保険団体連合会とのオンラインに伴う通信運搬費並びに医療給付費通知書作成委託料並びにOA機器借り上げ等々でございます。この会計の99.7%を占めております医療諸費であります。総額17億9,453万5,000円で、前年度比といたしまして1.01%の増を見込んでいるところでございます。医療給付費は埼玉県国民健康保険団体連合会等を経由いたしまして医師等に支払われるものであります。医療費支給費は、高額医療費償還払い、療養費、あんま・マッサージ師等に支払うものであります。次に、諸支出金及び予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただき、歳出総額は17億9,875万9,000円で、前年度比0.99%の増となっているわけでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。なお、事項別明細については、担当課長より説明させていただきます。

議長（小暮敏美君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、27ページから29ページまで、予算説明書については235ページから240ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 説明書の236ページについてお聞きしたいのですが、この歳入の支払基金交付金が前年度に比べて3,222万8,000円減額になっている。そして、国庫支出金として医療費負担金が3,359万3,000円増額になっていますけれども、支払基金の方からの入りが少なくなって、国庫支出金の方は増えている。これは、何か制度の改正でもあってなっているのか。医療費そのものは、その次の238ページにありますけれども、去年よりも1,722万円増えておりますよね。医療費の給付金が増えているからこそ支払基金からの交付金が増えるのが増えないで、国庫支出金の医療費の負担金の方が増えているけれども、支払基金の交付金の方が減っているというのは何か制度の改正か何かあったのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君発言〕

健康保険課長（小暮昇三君） 支払基金の交付につきましては、年度ごとに老人医療拠出金と事務費拠出金を納付する義務を保険者が負うわけでございます。納付につきましては、支払基金に対して行い、支払基金の方から拠出金を財源として公金を毎月市町村に交付という制度になっておるわけでございます。そのところを考慮いたしまして、平成19年度につきましては8億9,369万2,000円を予算という形で計上したところでございます。それから、国庫負担金につきましても、給付支払い見込みの33.3%を見込みまして、この5億9,573万5,000円を予算という形で計上したところでございます。制度の改正はございません。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） よくわからないのですが、支出の方の238ページの医療給付費が増えているわけですから、支払基金の方も増えていいのではないかと思うのですが、これは減る基準か何か理由があるわけですか。その辺の説明をお願いできればと思うのです。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩します。

午後 1 時 5 6 分休憩

午後 2 時 1 6 分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 小暮昇三君発言〕

健康保険課長（小暮昇三君） 大変失礼いたしました。

国・県の負担割合の引き上げと支払基金の拠出金の割合の引き下げがございまして、支払基金平成 18 年度 54% が平成 19 年度 50% 引き下げ、それから、国・県でございますけれども、国が平成 18 年度 30.66%、平成 19 年度 33.33%、それから、県でございます。平成 18 年度が 7.66%、平成 19 年度 8.33%。これは、平成 18 年 10 月からということでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 29 号 平成 19 年度上里町老人保健特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 36 町長提出議案第 30 号 平成 19 年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業  
特別会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第36、町長提出議案第30号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） それでは、お手元の薄い方の資料の33ページを見ていただきたいと思います。

ご提案申し上げました議案第30号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。総額歳入歳出それぞれ1億1,276万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。次に、一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものであります。

それでは、予算書34ページを見ていただきたいと思います。第1表の歳入歳出予算でございます。歳入関係でございますが、分担金及び負担金でございます。負担金につきましては、4,750万円でありまして保留地処分金でございます。今年度の公売保留地につきましては、1画地でございますが、画地面積が大きいため区画を分割いたしまして土地区画審議会の位置の決定の同意をいただきまして処分する予定となっておりますのでございます。次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れということで4,026万4,000円でございます。次に、繰越金でございますけれども、前年度繰越金が2,500万円、諸収入といたしまして2,000円、預金利子1,000円、雑入1,000円の科目設定をいたしているところでございます。歳入合計につきましては1億1,276万6,000円でございます。

次に、歳出でございますけれども、歳出につきましては、まず事業費ですが、1億1,127万3,000円でございます。街路の築造及び整地費、建物の補償費等でございます。街路の築造、整地につきましては、役場庁舎南側の地権者の協力が得られたことにより、庁舎南側一体の面積約2万平米の整備を行うものであり、事業の進捗もかなり上がるものと考えているところでございます。次に、建物移転についてでありますけれども、平成19年度には住宅1件の予定をしておりますのでございます。そのほか測量等委託の関

係でございます。次に、公債費でありますけれども、139万3,000円であります。長期債の元金利子でございます。次に、予備費につきましては10万円の計上でございます。したがって、歳入同様歳出も1億1,276万6,000円でありまして、前年度比70%の増額でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。事項別明細につきましては、担当課長より説明させます。

議長（小暮敏美君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。  
まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、33ページ・34ページ、予算説明書については241ページから258ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。先ほどもご説明いただきましたとおり、本年度庁舎の南側約2万平米、それと住宅の補償が1件ということなのですけれども、これを平成19年度予定どおり100%執行できましたときに区画整理自体の進捗率が何%になるのか。それと、残りの工作物、住宅の移転がどのくらい残されるのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 最初に、進捗率でございますけれども、これにつきましては事業費ベースということでお答えさせていただきます。ということは、人件費等全部含まれた金額で、平成19年度この予算どおり執行した場合には約98.9%の執行率になるかと思えます。それから、残りの建物ということでございますけれども、今現在残っている建物が9戸ほど残っております。内訳としまして、住宅が2、物置が4、アパートが2、店舗が1ということでございます。しかしながら、ただいま申し上げました数字の中で既に住宅2件と物置1件については、ほぼ内諾を得ているというような状態になっ

ております。

それから、アパート2については、役場の北側の所にあるのがアパート2ということなのですけれども、これにつきましても鋭意交渉しているところですのですけれども、なかなか相手方の気持ちが変わるものですから確定ができないので、ちょっとまた交渉に努力をするということでございます。ということで、今年度残る可能性とすれば物置3、店舗1、合計4戸ぐらいが残るのかというふうに今思っております。ただ、これもこれからの交渉の中で、順調に進んでいけばもっと少なくなるのかというふうに理解しております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 平成19年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 町長提出議案第31号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計予算  
について

議長（小暮敏美君） 日程第37、町長提出議案第31号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） お手元の予算書の37ページをお願いいたします。

議案第31号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度上里町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,809万9,000円に定めるものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。地方債につきましては、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」に記載されているとおりでございます。

次のページでございますけれども、第1表歳入歳出予算でございます。歳入でございますけれども、1の国庫支出金、国庫補助金でございますが、1億1,500万円であります。次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金7,809万8,000円でございます。次に、繰越金でございますけれども、前年度繰越金10万円を計上させていただいたところでございます。次に、諸収入でございますが、1の預金利子は1,000円の科目設定でございます。2の雑入は消費税の還付金でございます。900万円を計上させていただいているところでございます。次に、地方債でございますが、4億6,590万円でございます。歳入合計につきましては、6億6,809万9,000円でございます。

次に、歳出でございますけれども、事業費につきましては6億1,884万2,000円でございます。主に公共下水道の管渠築造工事並びに委託料、流域下水道建設負担金、その他人件費でございます。次に、公債費でございますけれども、長期債の償還金元利及び利子でございますが、4,915万7,000円を計上しているところでございます。次に、予備費でございますけれども、前年度同様10万円の計上をさせていただき、歳出合計につきましては歳入同様6億6,809万9,000円の計上であるわけでありまして、前年度に対比いたしまして20.27%の増となっております。主な要因につきましては、管渠築造工事と流域下水道建設負担金の増額でございます。

次に、39ページ、第2表地方債でございますが、地方債の起債の目的は公共下水道事業でございます。限度額につきましては4億6,590万円、起債の方法等につきましては記載のとおりでございます。償還方法につきましても記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。なお、事項別明細につきましては、担当課長より説明させます。

議長（小暮敏美君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、37ページから39ページまで、予算説明書については259ページから275ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 263ページで質問したいわけですが、工事請負費として公共下水道管渠築造工事費が2億8,460万円ありますが、先ほどの説明ですが、5工区に分けて工事をやるということでありまして、地域としてはどの地域になるのかの説明と、その下にあります流域下水道建設負担金2億8,216万1,000円あります。これは17号をずっと北上して来るのだということでありまして、平成22年度には接続し供用を開始するということでありまして、今どこまで工事が進んでおり、平成19年度のこの2億8,000万円の工事がどこまで管が延長されるのか。その辺の説明をお願いします。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） 5工区ということもございますけれども、補助対象ということで、これにつきましては忍保八町地区でございます。それから、私、5工区と言ったのですけれども、補助金対象につきましては2工区に分かれてやる予定でございます。推進が300メートル、開削が220メートルということで、これにつきましては宮本地区ということでございます。それから、流域下水の関係でございますけれども、上里幹線ということで、今、工事しているところでございますけれども、今年度発注が全長で上里幹線8,800メートルございまして、供用開始の場所までが6,700メートルでございます。それにつきましては、接続箇所までは40.87%になる予定でございます。全対に對しましては31.11%ということでございます。

それから、平成19年度発注予定ということで、これにつきましてはシールドで1,580メートル、推進で2工区で1,245メートルということで、計2,825メートル。

これが完成しますと、接続箇所までは83.3%という形になっております。それと、流域下水の負担金につきましては全体の人口、流域の認可区域等によって算定されるものでありまして、それによって毎年負担しているものでございます。その中で、上里町の管渠については今、説明したとおりでございます。

以上です。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいまの説明ですと、17号の延長してくる距離で約半分ぐらいまで来るだろう。全体計画の47.8%ですか、約半分ぐらいまで延長される工事になるだろう。それから、管渠築造では、計画区域の事業をすれば第1次計画の83%まで進捗できるだろうという説明でよろしいわけですか。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） 今のパーセントの関係でちょっとはっきりお伝えできなかったと思いますので、接続地点まで今年度末で40.87%、平成19年度の発注予定している所ができ上がれば83.3%ということです。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。平成19年度予算が100%執行された場合の上里町の事業認可区域内の進捗率がどのぐらいになるのかということと、平成22年度に供用開始になるということですが、その時点で事業認可区域内の何%ぐらいが供用開始になるのか。それと、公共下水道事業債についてなのですけれども、この償還の方法で据置期間が何%で、償還期限が何年なのかということと、この起債に対しまして交付税算入の割合があるのであれば何%なのかご答弁をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） 町の工事の進捗状況でございますけれども、本年度末で63.7%になるかと思っております。平成19年度末で72%を予定しております。平成22年度までに認可区域全体を完成するという目的で整備しているところでございます。

償還の方法ですが、今までのデータですと3年据え置きで20年の償還というふうになっていると思います。

以上です。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 交付税算入の関係ですけれども、ちょっと資料がないのではっきりしたことは申し上げられませんが、交付税の中の事業費算入ということに多分入ってくると思いますので、そのことについては調べてまた後でご報告させていただきます。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。管渠工事の進捗に伴い、毎年下水道の起債の額が増えていくわけですね。これが据置期間が終わって償還に入ってくる。それとともに、流域下水道の負担金も毎年かなりの額になっていると思うのですけれども、今後の公共下水道事業債の償還額の増加の見通し等、流域下水道の負担金の今後の推移が大まかわかればご答弁願いたいと思います。お願いいたします。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 公共下水道事業は特別会計でございます、当然それは利用者がそれに対して負担するということになるわけでありまして。そういう意味で、今回当初予算の中で公共下水道使用料及び受益者負担金の算定業務委託370万円を計上させていただいているわけでありましてけれども、今、言われているようなことを将来にわたっていくにはどのぐらいの受益者負担を求めればよろしいかということ、また流域下水道の方でその受け入れる量の中で料金が幾らであるかというようなものを詳しく算定して料金を決めて、基本的にはそれがあ程度ペイになるような形の額で行くのが基本的な数字になるわけでありまして。その分を一部町がどうやって持つかというようなことがこれからの課題であるというふうに思います。

そういう意味で、いま少しこの流域下水道の受益者負担金の算定の経過を見ながらいろいろ検討していきたいというふうに考えておるところでございます。今、言われたことにつきましても、細部にわたってはここに持ち合わせがございませんので、また後日担当課の方からご説明させていただくことでご理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 平成19年度上里町公共下水道事業特別会計予算についての件  
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 町長提出議案第32号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計予  
算について

議長（小暮敏美君） 日程第38、町長提出議案第32号 平成19年度上里町農業集  
落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 予算書の43ページを見ていただきたいと思います。議案第32  
号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによるもので  
あります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,694万9,000円と定める  
ものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第  
1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、44ページを見ていただきたいと思いますが、第1表の歳入歳出予算でございま  
す。歳入でございませけれども、1の分担金及び負担金、分担金でございませが、新規加  
入を2戸見込んだ50万円の計上であります。次に、使用料でございませが、50戸から  
の徴収を見込みまして212万1,000円であります。滞納繰越分につきましては4万

円の徴収見込みでございます。3の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で1,378万7,000円であります。4の繰越金でございますが、前年度と同額50万円を計上させていただいているものであります。5の諸収入につきましては、預金利子1,000円の科目設定でございます。歳入合計につきましては1,694万9,000円でございます。

次に、歳出でございますが、事業費につきましては1,312万6,000円でございます。主に処理施設の維持管理業務委託料と人件費等でございます。次に、公債費でございますが、長期債の償還金、元金及び利子でございます。382万3,000円あります。歳出合計につきましては、歳入と同額の1,694万9,000円でございます。前年度と対比いたしまして5.65%の減となっているところでございます。その主な要因につきましては、修繕料の減でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。事項別明細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

議長（小暮敏美君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、43ページ・44ページまで、予算説明書については277ページから293ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いします。

11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） この件につきまして、先般補正のときに当初目標87世帯に対して現時点で68世帯、パーセントにしますと72%ということを知っております。この中で、今年度のこの予算の中で2世帯というふうに聞きましたので、そうしますと、まずこの中で当初目標を設置するときこの施設は何年で87世帯全戸に入っているのか。当初目標と今の進行状態について、わかりましたら教えていただきたいということです。ということは、今、これがだんだん遅れてくると、それだけ負担金とか利子・返済金額が増えていくわけです。均等であればそのまま維持するわけです。この87世帯が早く

入ればその分だけがプラスになっていくわけですので、このことについて、どういうスタイルのもとにこの集落排水の根底の期限が組み込まれているのか。

例えば、その地域の区長を中心にした行政の中でいつまでという取り決めがあるのかどうか。そうしませんと、やはりこれはいつも問題になるのは、後になってそのとおりいかないから、結局町としてはその分だけが持ち込みになるということになるわけですので、そこがわかりましたら当初目標に対して現時点の進行率、これをひとつ教えていただきたいと思うのです。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

〔下水道課長 渋沢秀実君発言〕

下水道課長（渋沢秀実君） 一応集落排水区域の全家庭に入ってもらおうという形で行っているところでございます。世帯数につきましては、先ほどお話ししていただいたように現在87世帯ございます。これにつきましては来年度は2世帯という形で一応見込みをしたのですけれども、なるべく早い期間に残りの家庭についても入っていただくようPR等をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 確かに早いという数字は非常に日本語でわかりやすいのですけれども、例えばこれが1年遅れるごとに町の負担は多くなるわけです。ですから、そういう中でこの計画をスタートしたとき何年計画でこの集落排水をきちっと終わらせるのか、その辺の目標があったと思うのです。目標がないスタートはないと思いますので、その目標に対して今がどうかということをおは伺っているわけです。

あとは、それがどういうことになるかということ、町の財政が厳しい折こういうことが1点でも多くなればなるほど町の財政は逼迫するわけですから、ぜひその辺については当初の計画に対しての今の進行状況、これをひとつ教えていただきたいと思っております。

議長（小暮敏美君） 助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） 前段の部分について説明させていただきますが、この事業を推進するときに当然地元の方々、区長を中心として推進会議の中で了解をいただき、そして工事の負担金の積み立てをしていただいで工事を進めてきたわけですので、基本的に

は先ほど課長が申し上げましたとおり目標は当然100%の目標であるわけでありましてけれども、これの接続の方がなかなか遅れているということでございます。当然接続するには個人の費用で行っていくわけですから、それに対する負担がなかなかできないという部分があるのだらうというふうに思いますけれども、それは当初ご理解いただいた中でこの事業を進めてきたのですから、もう少し担当課で頑張っただけで推進をしていきたいというふうに思っております。

ただ、これは集落排水だけではございませんので、これから公共下水道が始まると、これもまた同じようなケースがいっぱいあるわけでありまして。本庄市などの例などを聞いてみても、趣旨は賛成して加入はされたのですけれども、なかなか接続が思うようにいかない。特に本庄市の公共下水道なども相当遅れている部分があるということでございまして、これが一番の問題になるわけでありまして。先ほど納谷議員の方から質問があったとおり、やはり一番の問題は、そういう部分が十分して入ってこないと受益者負担金を計算してもなかなか計算ダウンになってきて、その部分が町の負担になってしまうということにつながるわけでありまして、これが一番の公共下水道、集落排水にしても大きな課題であるというふうに思っているところでございます。いずれにしても、100%に近くなるよう最大限努力をさせたいと思っております。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） これはお願いですが、やはりその地域の区長をはじめとして行政がかんでいるわけですので、その辺については行政から強い指導をしていただいて、一日も早く当初の目標に対して近づけるように、ぜひ行政の指導をお願いして、私の質問を終わります。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 平成19年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 39 町長提出議案第 33 号 平成 19 年度上里町水道事業会計予算について

議長（小暮敏美君） 日程第 39、町長提出議案第 33 号 平成 19 年度上里町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 山下精治君発言〕

助役（山下精治君） お手元の予算書の 47 ページをお願いしたいと思います。議案第 33 号 平成 19 年度上里町水道事業会計予算について。総則、第 1 条であります。平成 19 年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。業務の予定量、第 2 条であります。業務の予定量は、次のとおりであります。（1）給水戸数でありますけれども、1 万 1,359 戸、昨年度が 1 万 1,135 戸でございまして、224 戸の増を見込んでおるところでございます。次に、年間給水量でありますけれども、415 万 6,000 立方メートルであります。昨年は 418 万立方メートルでございまして、2 万 4,000 立方メートルの減となっております。ここ数年給水量は多少の増減はありますけれども、ほぼ横ばいの状態となっております。次に、3 でありますけれども、一日の平均給水量は 1 万 1,386 立方メートルであります。昨年度は 1 万 1,452 立方メートルでございまして、66 立方メートルの減となっております。次に、4 でありますけれども、主な建設改良事業、配水管布設事業は 8,508 万円あります。2,880 万円の増額となっております。石綿セメント管の布設がえを積極的に行うことによるものでございます。

次に、収益的収支及び支出でございますが、第 3 条収益的収支及び支出の予定額は、次のとおり定める。事業収益であります。5 億 4,383 万 5,000 円あります。その内訳の営業収益、営業外収益、特別収益につきましては記載のとおりであります。営業収益につきましては、給水収益、受託工事収益、加入金その他の営業収益になっておるわけです。昨年度に対しまして 2,071 万 5,000 円の増額であります。次に、

支出関係でございますけれども、事業費5億4,591万4,000円であります。その内訳の営業費用、営業外費用、特別損失、予備費等は記載のとおりであります。営業費用につきましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費になっておるところでございます。営業外費用は、支払利息、雑支出、消費税等になっております。前年度比にいたしまして2万4,000円の減であります。

次に、資本的収支及び支出であります。第4条資本的収支及び支出の予定額は、次に定めるところによります。収入の資本的収入5億1,000万1,000円です。内訳は、他会計補助金で1,000円、一般会計からの補助金でございますけれども、科目設定であります。負担金が1,000万円、配水管布設工事費の負担金です。貸付償還金が5億円あります。これは、町で貸してある分でございますけれども、これは平成18年度3号補正で一般会計に貸し付けいたしました5億円あります。次に、支出関係でございますが、資本的支出2億5,780万5,000円あります。内訳は、建設改良費が1億1,262万5,000円で、企業債償還金が1億4,518万円あります。建設改良費につきましては、配水施設費、営業設備費でございます。企業債の償還金は、前年度より488万1,000円の増であります。第二浄水場建設のときの償還によるものが増の主な原因になっておるところでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第5条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。それから、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということございまして、職員給与費、交際費です。職員給与費は6,964万9,000円あります。次に、補助金でございますが、第7条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定めるということで、企業債利息支払金等補助4,000万1,000円となっているところでございます。最後に、第8条、たな卸資産の限度額は519万2,000円となっているところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、水道課長より説明させます。

議長（小暮敏美君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 久保 勉君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

なお、予算書については、47ページから49ページまで、予算説明書については295ページから324ページまでの収入・支出全般についての質疑をお願いします。

11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 内容については、今、説明を受けましてのでわかりませんが、前回の補正のときに出していただきました資料をいただきました。この資料の中で、前回お尋ねしました石綿管のメーター数、あと十二組合から受け継いだメーター数がここに記載してありますので、これを見ればわかりますので、この件については省きます。

ただし、この中で、一番最初の質問は固定資産の部分で、この前工具器具及び備品というところで資料をいただきました。この資料を見てみますと、への項に載っています備品はトータルで38品目あるわけですね。この中で、16点だけがまだ減価が残っていてあとは減価が残っていないのです。それで、そのメーターとか何かの中に水道屋さんで一番問題になるのは漏水問題であろうと思うのです。漏水を検知する検知機については、もうとうに減価償却が終わってしまって今、5%の残存価格だけしか残っていない。ですから、これは水道屋さんとして常にこの更生はされているのですか。それが1つ。

それから、この中で、残存価格の残っているものも当然5%は残っていますから、この中でもうかえて即必要な工具があろうかと思うのです。そういうものについては、やはり買いかえておかないと万が一の問題が起きたときにこれは必ずやられますよ。これだけはひとつ水道課として私はちょっとチェックを入れてほしい。というのは、この前のときに質問しましたけれども、工具の中で残存価格は200万円ちょっとしか残っていないのです。ですから、ここを入れることによって水道料金が真の原価が上がってくるわけですよ。真の原価というものは常につかんでおかなければならないと思うのですけれども、先ほど原価を聞きました。この原価の中に、私はこの十二組合のパイプの問題、それから、こういうところの、要はもう既に法的に根拠のないもの、そういうものの処理についての処理の仕方が甘いのではないかというふうに思うのですけれども、2番目の質問としてそれをお伺いいたします。

それから、もう一つ、やはりこのときに出していただいた管理台帳なのですけれども、総延長が20万4,085.6メートルというのが出ております。このメートルの中で、

その他の項、5,747.5メートルが恐らく十二組合から引き継がれたわからない部分のメートル数だろうと思うのです。違いますか。そうすると、そのメートル数がこの中のどこに入っているのか。ということは、最初のダクティル管とか、その他の、要は町が手をかけてやった部分については記録が残っていると思うのです。ところが、十二組合から引き継いだものの記録は残っているのですか。これが3つ目です。その3点についてお伺いいたします。

以上です。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） 漏水の検知メーター機ですね、確かに減価償却しましても残存しかありませんけれども、できれば使えるものについては使っていきたい。例えば車もそうですけれども、減価償却し終わってもまだ乗れる部分については乗るということです。確かに漏水の探知機はちょっと職員の方から聞きましたら、そろそろ課長、かえてくれないかというお話は来ています。ですから、近いうちには新しいもう少し最新のものを考えております。それで、なくなったものについては、例えば南部浄水場の方が残存価格で残っていた部分は何個かありまして今、職員の方にお願ひしまして、今年もやっていますけれども、そういう使わなくなったものについては除却をしておるところでございます。

あと、管理台帳の関係ですが、確かに管理台帳については当時組合からもらったのが、どこの種類で何メートルというのが詳細はないですけれども、この中については町が今、管理している新しいもの、古いもの、町が持っていたもの、組合が持っていたもの、統合でつくったものをトータルしたものしか今のところなくて、当時やった方とかに話を聞いてみますと、やはりどうしても台帳そのものもなかったり、図面上で追ってみたりするので、この台帳そのものが延長が正しいかといえは若干ずれはあると思います。ですけれども、台帳として町の方には1,500分の1ないし2,000分の1の図面が全線ありまして、そこにこういう管が入っているということは把握できる状況にはなっております。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） まず、この固定資産の工具備品の件なのですけれども、私は耐用年数が5年であるから5年で捨てるということは言っていないのです。ただ、5年経っ

たときに、このメーター類をきちっと更生に出しておるかどうか。更生に出していないと、そのメーターをもし使ってやったときにそのメーターの価値観というのはゼロですから、やったことにはならないのですよ。ですから、この耐用年数が来ているものについては、それなりの管理をきちっとしておかないと最後になって必ず問題になりますので、その辺についてはぜひ見直しを一考していただきたいというふうに思います。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） 桜井議員ちょっと誤解しているかと思いますがけれども、これはあくまで工具でメーターはこの中に入っておりません。メーターにつきましては、先ほど言いましたように法律がありまして8年に1回交換しなくてはならないということで、毎年千三百か四百交換していきまして、それ以上古いものはありません。使ったメーターは、安いお金ですけども、売却していますので、メーターは古いものは一切ありません。どのメーターも8年以下のもので使用していますので、その辺誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） この漏水探知機はどちらの部類に管理していますか。それから、携帯用時配線水圧測定器、そういう機器はメーターとして管理していますか。どういう管理をしていますか。それだけちょっとお伺いします。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） それは、メーターではなくて、あくまでも名前でございます。例えば水圧器というのは、時々住民の方で「ちょっとうちは出が悪い。水圧が少ないのではないか。」と言われたときに、近くに消火栓がありますと、その水圧をはかるためのものがございます。例えば2日間置いて水圧がどのくらいあります、ここは決して低くないですというようなことで、水圧器とかそういうものはメーターではございませんので、管理というよりも職員がその都度持ち出してしまっ、また油が必要ならば油をやったり、いろいろ管理しているところでございます。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） なぜ私がこういう質問をするかということ、メーター類についても測定器についても必ず管理の専門のところの検査をしたというものがなければそのものは公にはならないわけです。その辺をやはりどう思っているかわかりませんが、これは行政で検査をしようが民間で検査をしようが検査をする項目には変わらないわけです。使う工具も同じであるし、測定器も同じであるし、ただ、そういうものがきちっと管理されていないと要するに管理の責任分野がどこにあるのかということを確認に今後しておいていただきたいということなのです。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） メーター類は、先ほど言いましたように検定を受けた以外のものは使っておりませんので、これは間違いありません。先ほど言った検知機ですとか水圧器は器具ですので、これはどこで管理するかということではなくて、あるものを職員が管理するというので、検定機関があってこれは使ってはいけませんというものではございませんので、その辺のところをご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。317ページのところの事業費の中の委託料で漏水調査業務委託料210万円前年同様の計上があると思いますけれども、この漏水調査を委託して現在1年間どのくらい漏水箇所が発見されて、それを修理することによって有収率がどのくらい上がるようになっているのかをお尋ねいたします。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） 実は、この漏水業務の委託につきましては音を聞きますので、冬場の今が一番いいということで今やっております、ちょっと数はまだ去年の資料がないので申しわけないのですけれども、何件か出てきまして、例えばそこで漏水が出ていますとすぐ修理するというようになっておりまして、漏水箇所を見つけるということですが、ちょっと今、資料がないのでわかりません。

あと、ここ何年かは有収率は2%くらいずつ上がってきたのですが、先ほど言いました

平成17年度末からはちょっと有収率も向上が見られないかという気がします。なかなか有収率を上げるというのは難しく、漏水だけではなくていろいろな部分、メーターの不感知とか、いろいろなものがありますので一概に言えないということで、漏水はないのに越したことはないの、またこういう形で漏水調査も毎年ローテーションを組んでやっていますけれども、大変申しわけないのですけれども、なかなか効果がちょっと薄れてきたのかという感じです。もう何年もやっていますので、ほぼ全域見終わって2回目も見終わっているぐらいになりますので、なかなか難しいかと思えます。

以上です。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） それでは、先ほどいろいろ管理されているということなので、後ほどで結構ですので管理台帳を見せていただけますか。それだけひとつお願いします。点検は1カ月に1回やるとか1年に1回管理をすとか、そういうことが決まっておると思うのです。そこまではないですか。ふつう月例管理としても年間管理としても、必ず管理台帳を持っているはずなのですけれども、そういうものはありませんか。

議長（小暮敏美君） 水道課長。

〔水道課長 久保 勉君発言〕

水道課長（久保 勉君） 管理というのは非常に難しく、先ほど言いました工具ですので、職員が使った後きれいにする程度でございまして、あと中の電気でありますとか、ポンプでありますとかというものにつきましては、この予算の中に入っています管理業者にやらなくてはならないところの点検をローテーションを組んでやっています、簡単に言うとグリスをくれるとかいうことで、もしそこで機械の故障が見つかりましたら交換するというようなことでやっていますので、なかなか水道の中の機械とかポンプ、電気を職員が見てすぐ壊れているとか、管理というのはなかなか難しく専門の方以外はちょっと無理かという気がいたしております。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第33号 平成19年度上里町水道事業会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（小暮敏美君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時45分散会